

議第 2 号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 5 月 19 日提出

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
賛成者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
	同	森	山	享	大
	同	福	島	賢	一
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	田	島	忠	一

桐生市議会議長

様

## 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議第 2 号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

議会運営委員会の委員の定数を変更するため、所要の改正を行うものです。